

上野原市告示第41号

上野原市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

上野原市長 村上 信行

上野原市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

上野原市移住支援金交付要綱（令和元年上野原市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「山梨県」に改める。

第2条第5号中「及び他の都道府県」を削る。

第3条第1項第1号イ（ウ）に次のただし書きを加える。

ただし、年度当初予算における地域未来交付金の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合は、当該交付金の交付決定があった日に、同日の属する年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数を加算した日まで申請することができる。

第3条第1項第2号ア（イ）中「移住支援事業を実施する都道府県」を「山梨県」に改め、同項第3号ウ中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改め、同号に次のように加える。

エ 所属先企業等から恒常的な通勤を想定した通勤手当を支給されていないこと。

第5条第4号を次のように改める。

（4） 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号の1）（第3条第2号に規定する要件に該当する場合に限る。）

第5条第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 就業証明書（テレワーク用）（様式第2号の2）（第3条第3号に規定する要件に該当する場合に限る。）

(6) 就業時間の証明書（テレワーク用）（様式第2号の3）（個人事業主であって、第3条第3号に規定する要件に該当する場合に限る。）

(7) 山梨県が発行する起業支援金の交付決定通知書の写し（第3条第5号に規定する要件に該当する場合に限る。）

第9条第1項第1号ウ中「申請日」を「第3条第2号に規定する要件に該当し移住支援金の交付を受けた場合において、申請日」に改める。

様式第1号中

「

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者を除いた人数）	人
就業区分		就業		起業		

を

」

「

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者を除いた人数）	人
就業区分		就業		起業	テレワーク	関係人口

に、

」

「

(4) 就業証明書（様式第2号の1又は様式第2号の2）又は

山梨県の発行する起業支援金の交付決定通知書の写し

- (5) (東京23区内の在勤に該当する場合) 転入前の就業証明書等又は転入前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等(勤務年数のわかるもの)
- (6) (外国人の方の場合) 在留カード又は特別永住者証明書の写し

「

- (4) (就業の場合) 就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2号の1)
- (5) (テレワークの場合) 就業証明書(テレワーク用)(様式第2号の2)
- (6) (個人事業主かつテレワークの場合) 就業証明書(テレワーク用)(様式第2号の2)及び就業時間の証明書(様式第2号の3)
- (7) (起業の場合) 山梨県が発行する起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) (東京23区内の在勤に該当する場合) 転入前の就業証明書等又は転入前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等(勤務年数のわかるもの)
- (9) (外国人の方の場合) 在留カード又は特別永住者証明書の写し

」

改め、同様式別記1中「移住支援金の申請日から1年以内」を「(就業の場合) 移住支援金の申請日から1年以内」に改める。

様式第2号を削る。

様式第2号の2中「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))」を「地域未来交付金(デジタル実装型)」に改め、様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

様式第2号の3（第5条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

氏 名
住 所
電話番号

就業時間の証明書（テレワーク用）

次のとおり、事実であることを証明します。

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日
	平日 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分	(うち休憩時間 分)
通勤頻度	年 月	年 月	年 月
	日/月、 時間/月	日/月、 時間/月	日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

添付資料

- (1) 業務委託契約書（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
- (2) 申請前3か月間において当該テレワーク業務（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
- (3) 開業届の写し（個人事業主の場合）
- (4) 確定申告書の写し（フリーランスの場合。ただし（2）で確定申告書の写しを提出した場合は不要）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の告示（次項において「旧告示」という。）の規定により提出されている様式は、この告示による改正後の告示の規定により提出された様式とみなす。